

料金後納
郵便

親展

+
+
+
+
+

給付算定基礎額残高通知書です

受取人の方がお住まいでない場合には、「誤配」「転居した」等をハガキにご記入の上、開封せずにそのままポストに投函してください。

差出人

東京都職員共済組合

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
都庁第一本庁舎北塔39階

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしてください。)

給付算定基礎額残高通知書

(年 月 ~ 年 月)
単位(円)

(入金)期月	①標準報酬月額	②付与額	③利息	④給付算定基礎額残高
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				
月				

※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。

区 分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額
⑤令和5年度末			
⑥付与額累計		-	-
⑦利息額			
⑧今回通知			
⑨給付算定基礎額等合計			

⑩年金払い退職給付加入期間	年 月
⑪付与率	年 月 ~ 年 月 %
	年 月 ~ 年 月 %
	年 月 ~ 年 月 %
⑫基準利率(年率)	年 月 ~ 年 月 %
	年 月 ~ 年 月 %

基礎年金番号 作成日 年 月 日

〔通知書の見方〕

左の給付算定基礎額残高通知書の各欄は次のとおりです。

- ①標準報酬月額
付与額の基礎となる標準報酬の額。期末手当月は期末手当額等も合算
- ②付与額
標準報酬月額に付与率を乗じた額
- ③利息
前月の給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率(1ヵ月換算)を乗じた額
- ④給付算定基礎額残高
付与額と利息の合計額
- ⑤令和5年度末
令和5年度末における給付算定基礎額残高
- ⑥付与額累計
令和6年度の各月の付与額の累計
- ⑦利息額
令和6年度の各月の利息の累計
- ⑧今回通知・⑨給付算定基礎額等合計
令和6年度末時点における付与額と利息の累計
- ※「有期退職年金算定基礎額」及び「終身退職年金算定基礎額」欄は、それぞれの退職年金受給権者が公務員として再就職した場合にのみ表示されます。
- ⑩年金払い退職給付加入期間
平成27年10月から前年度末までの組合員期間の年月数
- ⑪付与率
付与額を算定するために標準報酬月額に乘じる率(組合員本人負担0.75%、事業主負担0.75%)
- ⑫基準利率
利息を求めるための率
- (注) 本通知書にはねんきん定期便と異なり、見込額の表示はありません。年金払い退職給付の見込額は、個人ごとの給付算定基礎額及び「年金現価率」により額が決定します。この「年金現価率」は、毎年10月に見直されるため、将来における年金見込額を算出することができません。



SAB41

R6.06

574001a-1-323871

〔給付算定基礎額残高通知書の送付について〕

この通知書は、皆さまの年金払い退職給付の給付算定基礎額残高等に関する各情報をお知らせするものです。

組合員の方には毎年、既に退職されている方には、退職時及び35歳、45歳、59歳及び63歳の節目の誕生日の翌年度に送付いたします。

〔年金払い退職給付制度について〕

平成27年10月に施行された被用者年金一元化法により、これまでの職域年金相当部分は廃止され、年金払い退職給付制度（退職等年金給付制度）が創設されました。この制度は、それまでの職域年金相当部分と異なり公的年金制度ではなく、退職給付制度に位置付けられます。

年金の原資は、組合員と事業主の労使折半で出し合って積み立てます。

積立額は、毎月の標準報酬月額及び期末手当等の額を基に付与率を乗じた付与額とこれに対する利息を累積します。

給付額は、次のとおりです。

○付与額と利息を累計した給付算定基礎額の1/2（注1）ずつが「有期退職年金」と「終身退職年金」に充てられます。

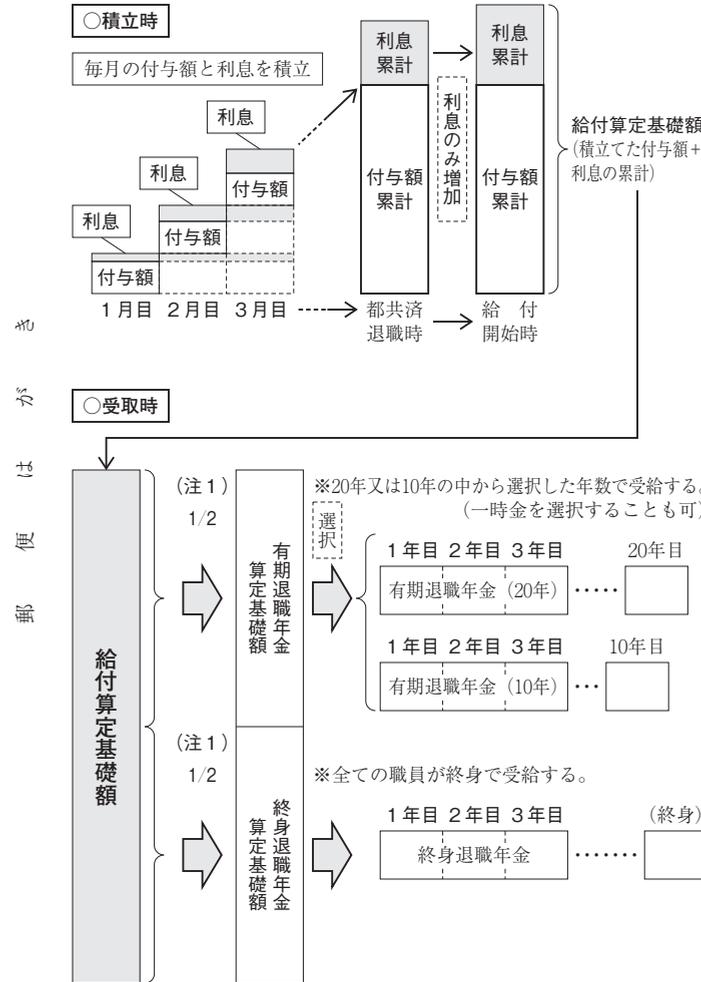
○基準利率や死亡率などに基づき、年金現価率が定められます。その現価率で給付算定基礎額の1/2（注1）を除すことにより「有期退職年金」及び「終身退職年金」の額を算定します。

（注1）組合員期間が10年に満たない場合は、1/2ではなく1/4を乗じた額になります。

※年金払い退職給付制度に関する情報は、下記の地方公務員共済組合連合会ホームページに掲載されていますのでご参照ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/>（地方公務員共済組合連合会トップページ）
トップページの、「年金関連情報／年金制度の概要／長期給付等の種類／年金払い退職給付」からご覧いただけます。

〔積立時と年金受取時のイメージ〕



〔年金の算定方式は以下のとおり（参考）〕

- 1 有期退職年金（20年又は10年で受給するもの）
給付算定基礎額×1/2÷有期年金現価率（注2）
（注1）
- 2 終身退職年金（終身で受給するもの）
給付算定基礎額×1/2÷終身年金現価率（注3）
（注1）

（注2）有期年金現価率は、支給残月数に応じて定められます。

○受給期間20年のとき・・・19.485332（令和6年10月～令和7年9月の現価率）

○〃10年のとき・・・9.869149（〃）

（注3）終身年金現価率は、年齢に応じて定められます。

○65歳時点の終身年金現価率・・・23.129448（〃）

※一度決定された年金額は、毎年10月に改定される年金現価率に基づき改定されます。

年金記録の電子交付サービスのご案内

ご自身の年金記録の電子交付を受けることができます。

詳細は、都共済ホームページで検索 ▶

年金記録の電子交付

検索

サービスのご利用にあたってはユーザ登録が必要です。

【閲覧できる内容】

1. 年金見込額
2. 年金加入履歴・加入期間
3. 標準報酬月額等
4. 保険料納付済額
5. 年金払い退職給付に係る給付算定基礎額残高等

お問い合わせ先

東京都職員共済組合年金保険部年金課

電話番号 0570-03-4165【ナビダイヤル】

受付時間 月曜日～金曜日（祝日除く。）8：30～17：30